



# 長寿医療制度について、みなさまが

(後期高齢者医療制度)

## 保険料

保険料は  
いくら  
なるの？

**問** 保険料はどのように決まるのですか？

**答** 長寿医療制度の保険料は、前年の所得により計算されます。



$$\text{保険料 (限度額50万円)} = \text{①所得割額} + \text{②被保険者均等割額}$$

### ①所得割額 7.12%

加入者の所得に応じて負担する額  
(総所得金額－基礎控除33万円)×7.12%

### ②被保険者均等割額 37,400円

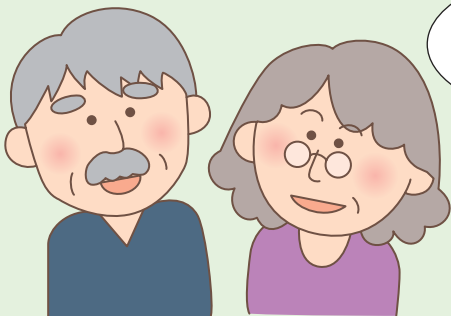
加入者全員が人数割りで負担する額

※1 ただし、4市町（旭市・匝瑳市・東庄町・芝山町）は、過去の医療費の状況を踏まえ、平成20～25年度まで異なる保険料率が設定されています。）

※2 所得の低い方の軽減措置については、1面を参照してください。

2つを合わせた  
金額になるのね

所得割額と  
被保険者  
均等割額



## 受けられる給付

**問** いままでと、受けられる医療は変わるのですか？

**答** 75歳以上と74歳以下で受けられる医療はこれまでと変わりません。

むしろ、病気になりやすい高齢者の特性にあわせた、より良いサービスが受けられるようになります。希望により「担当医」を選ぶことができます。（「担当医」を選んでも、他のお医者さんも受診できます。）

また、在宅で安心して生活を送ることができるよう、訪問診療や訪問看護の充実を図ります。

受けられる医療は  
変わらないのね

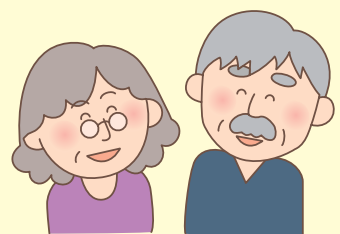


**問** 健康診査を受診したいのですが、どこで受ければよいのですか？

**答** 後期高齢者の健康診査は、お住まいの市町村で受診できます。

実施場所や実施方法については、お住まいの市(区)町村でご確認ください。

住んでる  
所で



健康診査

## これまで被用者保険(国保以外の健康保険)の被扶養者だった方へ

### 平成20年10月から 保険料のご負担をいただきます。

なお、保険料額は被扶養者の軽減措置により、平成20年9月までは免除され、平成20年10月～平成21年3月までは被保険者均等割額の9割が軽減され、1割（月額にして300円。ただし、旭市・匝瑳市・東庄町・芝山町は異なります。）をご負担いただきます。

被扶養者の軽減は「保険料額決定通知書」でご確認いただき、軽減がされていない場合には、広域連合へお申し出ください。

軽減されているか  
確認しましょう



9月までは免除  
10月からは1割の  
負担だね!



# ら寄せられた疑問にお答えします。



## 自己負担割合を調べてみましょう

病院等の窓口などで支払う負担割合は、“1割”または“3割”です。

◆同一世帯内で被保険者の異動(転入・転出等)があった場合は、再判定を行います

- 前年中の『収入・所得』を基に毎年判定し、8月から適用になります。(例：平成20年8月から平成21年7月までは、平成19年中の収入所得で判定します。)
- 判定は同一世帯の被保険者(65歳～74歳で一定の障害のある方を含む)で行います。

保険証は忘れずに



ここからスタート



同一世帯内の被保険者で住民税課税所得(所得から所得控除を差し引いた額)が**145万円以上**の方はいますか？

いいえ

**1割**  
(一般)



145万円未満なら1割負担ね!



はい

同一世帯内の被保険者は何名ですか？

1名

収入は**383万円以上**ですか？

はい

同一世帯に70歳～74歳の方はいますか？

はい

被保険者と70歳～74歳の方の収入額合計は**520万円以上**ですか？

いいえ

自己負担割合は3割ですが、申請※1により、自己負担限度額は一般が適用※2になります。

この枠内は平成22年7月までの経過措置です。

いいえ

いいえ

はい

申請※1により **1割** (一般)

**3割**  
(現役並み所得者)

いいえ

はい

世帯内の被保険者の収入合計額は、**520万円以上**ですか？

現役並み所得者は3割だね!



同一世帯の被保険者の負担割合は、全員3割となります。

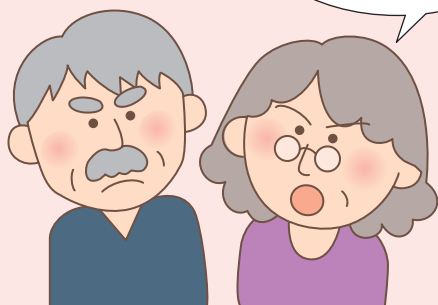
- ※1 申請に必要なもの(申請は市(区)町村担当窓口へ)  
①確定申告の写しなど前年中の収入額を証明するもの  
②印鑑(朱肉を使うもの)
- ※2 自己負担限度額一般適用  
医療機関での窓口負担は3割ですが、1カ月の医療費が高額になった場合に、自己負担限度額が一般で計算されます。

## 長寿医療制度に関する振り込め詐欺に注意!!

広域連合や市(区)町村、社会保険庁などの職員を名乗り、「医療費を還付します」などと偽って、お金を振り込ませようとする詐欺目的の事例が発生しています。

振り込めサギに気をつけよう

ATMから振り込んだり絶対しないわ!



- 1 広域連合や市(区)町村などは、保険料の還付や高額療養費などの受け取りのため、金融機関等のATM(現金自動預け払い機)の操作を求めません。
- 2 保険料の還付や高額療養費などの支給の決定は、必ず郵送で通知します。

※不審な電話や訪問があった場合は1人で判断せず、お住まいの市(区)町村の長寿医療担当か広域連合、又は最寄りの警察署までご相談ください。